

# イギリス議会におけるアイルランド救貧法案の成立(1)

高 神 信 一

## The Enactment of the Poor Law (Ireland) Bill in the British Parliament(1)

TAKAGAMI Shinichi

### Abstract

In February 1837 the Whig government introduced the Poor Law (Ireland) Bill in the House of Commons. The Bill was based on the English Poor Law: the poor should be relieved in workhouses and outdoor relief should be prohibited. The Bill passed the second reading in May 1837 and was considered in committee, but it was dropped owing to the death of King William IV in June 1837. The government introduced the second Poor Law (Ireland) Bill in December 1837, which passed the House of Commons in April 1838 and the House of Lords in July 1838. Opposition to the Bill was not great. Tory leader Robert Peel supported the Bill; this weakened the force of the Bill as a political issue for the Tory opposition. But some Irish members of all political parties, who accepted the principle of the English Poor Law system, were critical of the details. The main controversial issues in parliament were the administration of the system by the English Poor Law Commissioners, the size of the union, outdoor relief and the introduction of a law of settlement.

### 目次

はじめに

1. 第一次法案の下院における第一読会
2. 第一次法案の下院における第二読会
3. 第一次法案の下院における委員会審議（以上，本稿）
4. 第二次法案の下院における第一読会（以下，次稿）
5. 第二次法案の下院における第二読会
6. 第二次法案の下院における委員会審議
7. 第二次法案の下院における第三読会
8. 第二次法案の上院における第一読会および第二読会
9. 第二次法案の上院における委員会審議
10. 第二次法案の上院における第三読会

おわりに

## はじめに

ホイッグ（後に自由党）のグレイ（Grey）内閣は1834年にイングランド救貧法を改正し、貧民の救済を救貧院に限定するという「イングランド新救貧法」を成立させた。グレイ内閣は、イングランド新救貧法の成立以前より、アイルランドにも救貧法を導入することを計画していた。すなわち1833年に、「アイルランド貧民階級の状態にかんする王立調査委員会(Royal Commission of Inquiry into the Conditions of the Poor Classes in Ireland)」(以下「貧民調査委員会」と略す)を設立した。貧民調査委員会は1835年および1836年に合わせて三つの「報告書」を提出したが、グレイ内閣の意図に反してイングランド新救貧法をアイルランドに導入することには反対し、公共事業や移民による貧民救済を主張した。そこで、ホイッグの第二次メルバーン（Melbourne）内閣（1835年に成立）の内務相ジョン・ラッセル（John Russell）卿は、1836年にイングランド救貧法委員ジョージ・ニコルズ（George Nicholls）に命じてアイルランドに救貧法を導入することを正当化するための調査をおこなわせた<sup>1)</sup>。ニコルズは1836年11月に「第一次調査報告書」を提出し、そのなかでアイルランドへのイギリス新救貧法の導入を強く推薦した。このニコルズの「調査報告書」にもとづいて作成されたのが、「アイルランド救貧法案（the Poor Law (Ireland) Bill）」であった<sup>2)</sup>。本稿は、この法案がイギリス議会でどのように成立したのかを明らかにする試みである。

アイルランド救貧法案がイギリス下院に上程されたのは、1837年2月のことであった。法案の第二読会は同年4月28日に開催され、委員会審議は5月8日から6月5日におこなわれた。だが、6月20日にイギリス国王ウィリアム4世（William IV）が崩御したため、6月5日の委員会審議をもって、法案は廃案となった。しかし、メルバーン内閣はヴィクトリア女王（Queen Victoria）の即位と総選挙を経て新たに成立した議会に、改めてアイルランド救貧法案を上程した。そこで便宜上、1837年2月に上程された法案を「第一次アイルランド救貧法案」、1837年12月に再上程された法案を「第二次アイルランド救貧法案」と呼ぶことにする。第二次法案の第二読会は1838年2月5日に開催され、その委員会審議

1) 拙稿「イングランド新救貧法のアイルランドへの導入とG・ニコルズの調査報告書」『大阪産業大学経済論集』第8巻、第2号、2007年2月、pp. 1-29.

2) アイルランド救貧法案の議会における審議については、B. McGrath, 'Introduction of the Poor Law to Ireland, 1831-8', M.A. thesis, University College Dublin, 1965が参考となるが、すべての審議を網羅してはいない。また、T.G. Conway, 'The Extension of the Poor Law to Ireland', Ph. D. thesis, Loyola University, 1969も参考となる。

は2月12日から4月10日までおこなわれ、法案は4月30日に第三読会を通過した。そして法案の審議の場は上院に移る。上院での審議は5月1日からはじまり、法案は5月21日に第二読会を通過し、5月28日から7月6日までの委員会審議を経て、7月9日に第三読会を通過した。上院において法案に修正が施されたため、7月24日に下院は法案の修正をめぐって審議をおこない、上院による修正を承認した。そして7月31日、法案はヴィクトリア女王の裁可を得て正式に成立した。

ここでアイルランド救貧法が成立した当時のイギリス下院の状況のみてみよう<sup>3)</sup>。1832年の第一次選挙法改正の結果、下院の議席数は658議席となり、そのうち105議席がアイルランドに割当てられていた。議員の所属はトーリ（後に保守党）、ホイッグ、急進派、リピール派（アイルランド選出の議員たち）に大きく分類することができる。ここでリピール派について簡単に説明しておこう。リピール派とは、1801年に成立したグレート・ブリテンとアイルランドの合同を「撤廃する（repeal）」ことを主張したナショナリストたちのグループで、その指導者はダニエル・オコンネル（Daniel O'Connell）である。彼は1829年に「カトリック解放法」をイギリス政府から引き出した運動の中心人物だった。リピール派はオコンネルを指導者としながらも、彼に絶対的な忠誠心を誓っていたのではなく、後にみるようにアイルランド救貧法案にかんしてオコンネルとは意見を異にする議員もいた。このリピール派は1834年おわりから1835年はじめにかけてホイッグとの協力関係を築き、与党の一翼を担っていた。このようにリピール派はアイルランドから選出された議員から構成されていたが、すべてのアイルランド選出議員がリピール派であったのではなく、トーリやホイッグに属する者もいたことは注意しておきたい。

第一次法案が提出されたときの下院は、ホイッグが急進派やリピール派の支持を獲得しながら多数派を維持しており、議席数については与党が385議席、野党が273議席だった。国王の死去にともなう1837年の総選挙を経て成立した下院は、与党が議席数を385議席から344議席へ減らしたっぽう、野党は議席数を273議席から314議席へと増やした<sup>4)</sup>。ホ

---

3) 以下の文献を参照。N. Gash, *Reaction and Reconstruction in English Politics 1832-1852*, Oxford, 1965; A. Macintyre, *The Liberator: Daniel O'Connell and the Irish Party 1830-1847*, London, 1965; R.B. McDowell, *Public Opinion and Government Policy in Ireland, 1801-1846*, London, 1952; P. Mandler, *Aristocratic Government in the Age of Reform: Whigs and Liberals 1830-1852*, Oxford, 1990; I. Newbould, *Whiggery and Reform 1830-41: the politics of government*, Basingstoke, 1990; W.E. Vaughan (ed.), *A New History of Ireland: v Ireland under the union 1 1801-70*, Oxford, 1989. わが国では、君塚直隆『イギリス二大政党制への道』有斐閣、1998年を参照。

4) C. Rallings & M. Thrasher, *British Electoral Facts 1832-1999*, Aldershot, 2000, pp. 4-5.

イッグは議席数を減らしたとはいえ、メルバーン内閣が引き続き政権を担当した。だが、法案を成立させるためには、ロバート・ピール（Robert Peel）卿を指導者とするトーリからの支持が以前にも増して必要となった。また、メルバーン内閣は、アイルランド救貧法案の他に、「十分の一税法案」と「都市自治体法案」という、合わせて三つのアイルランドにかんする法案の成立を目論んでいた。それではアイルランド救貧法案がイギリス議会で成立していった過程を詳しくみていくことにしよう。

## 1. 第一次法案の下院における第一読会

ラッセル卿は1837年2月にアイルランド救貧法案を下院に上程した。1837年1月31日の議会の開催にあたって、大法官が上院においてウィリアム4世の勅語を読み上げたが、そのなかで連合王国の一部であるアイルランドの状況を改善するため、都市自治体や十分の一税、貧民救済を考慮するよう議会に要請している<sup>5)</sup>。勅語への奉答文のなかで、フィンゴール（Fingall）伯爵は合同法の成立によってアイルランドはイングランドと同じ「自由主義的、啓発された、寛容な政策」を享受すべきだと述べている<sup>6)</sup>。また下院ではアシュフォード・サンフォード（Ashford Sanford）が勅語への奉答文のなかで、アイルランド救貧法はアイルランドに繁栄をもたらすとその重要性を強調していた<sup>7)</sup>。

2月13日、アイルランド救貧法案の第一読会において、ラッセル卿は法案の目的を二つあげている。ひとつは、不法行為に関係するような放浪を禁止し、アイルランドの秩序を維持する。もうひとつは、アイルランドのコミュニティがすべての階級の福祉に関心を持ち、社会の調和が促進されることだった。アイルランドに導入すべき救貧法について、ラッセル卿はイングランド新救貧法をモデルとし、あくまでも救済を救貧院に限定すべきだと説明した。続いてラッセル卿は、アイルランドに救貧法を導入することに反対した貧民調査委員会を批判した。先に述べたように、貧民調査委員会は救貧法の導入に反対し、精神異常者や身体障害者のみを公的施設で救済し、労働可能者は移民や公共事業で救済すべきであるとしたのだった。ラッセル卿は、貧民調査委員会が提案した労働可能者と、身体障害者などの労働が不可能な者を区別して救済することに疑問を投げかけ、救済を直ちに必要とする労働可能者を救済しないことは問題であると貧民調査委員会の提言を非難したの

5) *The Parliamentary Debates*, third series, *House of Lords* (以下*Hansard 3, Lords*と略す), vol. 36, 4 (31 Jan. 1837).

6) *Hansard 3, Lords*, vol. 36, 7 (31 Jan. 1837).

7) *The Parliamentary Debates*, third series, *House of Commons* (以下*Hansard 3, Commons*と略す), vol. 36, 25 (31 Jan. 1837).

である<sup>8)</sup>。

ラッセル卿は、保護委員会や救貧税の徴収、イングランド救貧法委員会がアイルランドの救貧法の実施を担当すること、救貧院数、救貧費など法案にかんする簡単な説明をおこなった。この時点において彼は定住法（a law of settlement）の導入については判断がつきかねていた。また、彼は、すべてのアイルランドの貧民を収容するだけの救貧院を一度に建設することは難しいので、救済される「絶対的な権利」を貧民に与えるべきではないと、イングランド新救貧法との違いも説明している<sup>9)</sup>。

第一読会で意見を述べた議員を順番に列挙すると、アイルランド・ホイッグ（リベラル）のウィリアム・スミス・オブライエン（William Smith O'Brien）、アイルランド・トーリのフレデリック・ショー（Frederick Shaw）卿、リピール派のデニス・オコナ（Denis O'Connor）、リピール派のオコンネル、ホイッグのハウイック（Howick）子爵、トーリのピール卿、アイルランド・ホイッグ（リベラル）のジェイムズ・グラタン（James Grattan）、トーリのエドワード・スタンリ（Edward Stanley）卿、ジョン・リチャーズ（John Richards）だった<sup>10)</sup>。ホイッグ、トーリ、リピール派の党派にかかわらず、いずれの議員も法案に賛成の意見を述べた。また、野党トーリの指導者ピール卿がリピール派の指導者オコンネルとともに法案に賛成していたことから、法案のスムーズな審議が予想された。とはいえ、法案の賛成に温度差があったことは事実である。

積極的な賛成を示したのは、オコンナ、ハウイック子爵、グラタン、スタンリ卿、リチャーズだった。オコンナが法案の早期の成立を希望すると述べ、ハウイック子爵は法案はアイルランドの繁栄には是非とも必要であると述べるとともに、法案が党派間の駆け引きに使われないように注意すべきだと発言している<sup>11)</sup>。消極的な賛成を表明した議員としては、ショー卿やオコンネルをあげることができる。ショー卿は、慈善に代わる法による貧民救済は人間の同情心を弱める危険があるとしながらも、救貧法システムの導入はやむを

---

8) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 454-61 (13 Feb. 1837).

9) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 461-78 (13 Feb. 1837).

10) アイルランド選出議員の所属については、B.M. Walker, *Parliamentary Election Results in Ireland 1801-1922*, Dublin, 1978を参照。

11) 救貧税を負担する地主の立場から、スタンリ卿が賛成意見を表明している。彼は、みずからアイルランドの「不在地主」であると述べたうえで、貧民救済の負担を免れている地主が、救貧法の導入によって負担を負うことは正当であると述べた。アイルランド救貧法はイングランドの利益にもなると発言したのが、グラタンだった。彼は、アイルランドの救貧法はアイルランド人労働者がイングランドに雇用を求めてやって来ることを防ぐと主張したのだった（*Hansard 3, Commons*, vol. 36, 482-5, 492-7, 504-7 (13 Feb. 1837)）。

えないと法案の支持を表明した<sup>12)</sup>。ショー卿はアイルランド・トーリの指導者であり、アイルランド地主でもあるので、彼の賛成は注目しておきたい。オコンネルは法案の問題点を指摘したが、それは救貧法が円滑に実施されるための指摘だった<sup>13)</sup>。オコンネルは以下にみるように第二次法案では反対に転じるが、第一次法案には賛成していたのだった。

ここで第一読会において議員たちが指摘した問題点をみてみよう。議員たちの問題点を (a) 救貧院システム, (b) 定住法, (c) 院外救済, (d) 移民・公共事業, (e) 救済すべき人数・救貧費, (f) 救貧税, (g) 教区連合, (h) 物乞いの禁止, (i) 救貧法の実施方法, (j) 救貧法委員会の構成とその権限, に分類してみよう<sup>14)</sup>。

#### (a) 救貧院システム

労働可能者を含めたすべての貧民を救貧院で救済することに対して、スタンリ卿のように賛成する意見があったらう<sup>15)</sup>、オブライエンは虚弱者と労働可能者を区別して虚弱者のみを救済することを提案した<sup>16)</sup>。また、イングランド新救貧法というイングランドのシステムを、状況の異なるアイルランドに導入することを不安視する意見を表明したのは、ピール卿とオコンネルだった。ピール卿は1812年から1818年にかけてアイルランド担当大臣の要職にあり、アイルランドの事情には精通していた。彼によれば、イングランドは300年間にわたって「旧救貧法」が存在したのに対し、アイルランドには公的救貧システムが欠如しており、この違いを考慮すべきだと述べた。また、新救貧法はイングランドにおいて過去2年間機能してはいるとはいっても、この間労働力需要が旺盛であったため、果たしてイングランドの経験がアイルランドにそのまま妥当するかという疑問を呈している。こうした問題点を指摘したとはいえ、ピール卿は救貧院システムは救済を不正に受けることを阻止するという点で評価していた<sup>17)</sup>。オコンネルもまた、ピール卿と同じくイン

12) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 480-2 (13 Feb. 1837).

13) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 485-9 (13 Feb. 1837).

14) ニコルズは、第一次法案の廃案後、再びアイルランドで第二次調査をおこなった。そのさい、(1) 救貧院システム, (2) 北アイルランド, (3) 定住法, (4) 被救済権, (5) 院外救済, (6) 移民, (7) 救済すべき人数, (8) 救貧税, (9) 教区連合, (10) 物乞いの禁止, (11) 救貧法の導入方法, (12) 保護委員会の選出, (13) 救貧法委員会の構成とその権限について調査をおこなった。詳しくは拙稿「イングランド新救貧法のアイルランドへの導入とG・ニコルズの調査報告書」を参照。本稿ではニコルズの調査項目を参考にしながら、項目をたてた。

15) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 515 (13 Feb. 1837).

16) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 478 (13 Feb. 1837).

17) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 501-4 (13 Feb. 1837). ピール卿はまた、救貧院システムを厳格に適用した場合、救貧院に収容されない者が「慈善」によって救済され、慈善活動がそのまま存続するのではないかと述べている。

ランドとアイルランドの相違に着目した。彼はイングランドでは怠惰な者を働かせるために救貧法が制定されていたが、雇用の少ないアイルランドでは人びとは仕事を求めており、救貧院に収容された貧民を働かせるような動機付けをする必要はないと述べている<sup>18)</sup>。

(b) 定住法

先にみたとおり、ラッセル卿は定住法の導入について判断を留保していたが、議員たちからは定住法への否定的な意見が表明された。ショー卿は定住法を導入することによって貧民の法定居住地をめぐる問題が生じるという理由から、その導入に反対した<sup>19)</sup>。ハウイック子爵もまた定住法の導入についてはさまざまな問題があり現状では無理だと述べた<sup>20)</sup>。スタンリ卿は、定住法の導入なしに貧民に救済を受ける「絶対的な権利」を与えるべきではないと主張した<sup>21)</sup>。

(c) 院外救済

院外救済を導入しないことはイングランド新救貧法の重要な原則であったが、オブライエンは公的な救貧院で救済するよりも自宅で救済する院外救済を導入するよう要求した。また、オブライエンは「医療による救済 (medical charities)」も法案に含めるよう主張している<sup>22)</sup>。そのいっぽう、ショー卿は院外救済の導入には反対した<sup>23)</sup>。

(d) 移民・公共事業

貧民調査委員会は貧民を移民や公共事業によって救済することを提案したが、法案ではこうした政策を推進しようとはしなかった。そこでオコンネルは、アイルランド人貧民を救済するために、労働可能者を移民させるべきだと主張した<sup>24)</sup>。ハウイック子爵は、オコンネルが移民の重要性を主張したことに同意し、救貧法とは別に政府が移民政策を施行するよう促している<sup>25)</sup>。これに対して、ピール卿はアイルランドの貧民救済の手段としての移民や公共事業の重要性を認めただけでも、政府がこれらの政策に全面的に関わるべきではないと述べた<sup>26)</sup>。

---

18) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 488-9 (13 Feb. 1837).

19) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 481 (13 Feb. 1837).

20) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 497 (13 Feb. 1837).

21) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 504-17 (13 Feb. 1837).

22) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 478-9 (13 Feb. 1837).

23) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 480 (13 Feb. 1837).

24) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 491 (13 Feb. 1837).

25) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 496-7 (13 Feb. 1837). 彼は1836年に3万9000人のアイルランドがアメリカに移民したと述べている。

26) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 497-504 (13 Feb. 1837).

## (e) 救済すべき人数・救貧費

法案は救済人数を8万人と予想していたが、この人数は過小評価であるという意見が出された。オブライエンは、救済人数をその2倍の16万人、必要な救貧院数を320と推定した<sup>27)</sup>。オコンネルもまた、救済されるべき人数を法案の2倍あるいは3倍とみており、救貧費が過小に見積もられていると主張した<sup>28)</sup>。救貧費の算定については、ショー卿もまた過小評価されているのではないかと疑問を提出している<sup>29)</sup>。こうした批判に対して、ハウイク子爵はアイルランド人は親の子供への愛情、子供の親への愛情がイングランド人よりも強いので、このことが家族が救貧院に入ることを防ぐだろうと述べ、救貧費が抑制されることを示唆し法案を擁護した<sup>30)</sup>。

## (f) 救貧税

法案では救貧税は財産の所有者と占有者で折半することになっていたのに対し、オブライエンは地主の負担を3分の1に引き下げるように提案した<sup>31)</sup>。スタンリ卿は、税の負担割合は保護委員会が決定すれば良いという提案をおこなった<sup>32)</sup>。また、オコンネルは不在地主により高い救貧税を課すべきだと主張した<sup>33)</sup>。

## (g) 教区連合

アイルランドの教区連合がイングランドの教区連合よりも規模が大きいことを問題視する意見が出された。例えば、ピール卿は、アイルランドの教区連合はイングランドよりも規模が大きいので、救貧院に申請する者が救済資格を有するかどうかの調査が難しいのではないかと指摘している<sup>34)</sup>。また、法案では教区連合の設定が救貧法委員の裁量に委ねられていることに対して、ショー卿は教区連合の設立にさいして、従来から存在している区分である教会の教区を基本にすべきだと主張した<sup>35)</sup>。

## (h) 物乞いの禁止

スタンリ卿は法の実施にあたって浮浪者を厳しく取り締まることを提言した。というのも浮浪者を取り締らねば、彼らは貧しい農民に物乞いをおこない、そうした行為が救貧法が

---

27) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 479 (13 Feb. 1837).

28) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 486 (13 Feb. 1837).

29) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 481 (13 Feb. 1837).

30) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 495 (13 Feb. 1837).

31) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 479 (13 Feb. 1837).

32) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 515 (13 Feb. 1837).

33) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 489 (13 Feb. 1837).

34) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 503 (13 Feb. 1837).

35) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 481 (13 Feb. 1837).



意図する効果を挫くことになると考えたからだった<sup>36)</sup>。

(i) 救貧法の実施方法

オコンネルは救貧法を段階的に実施するのではなく、混乱が起きないようにアイルランド全土で一斉に実施すべきだと主張した<sup>37)</sup>。そのいっぽう、ハウイック子爵はイングランド新救貧法と同じように徐々に導入すべきだと述べている<sup>38)</sup>。

(j) 救貧法委員会の構成とその権限

オブライエンは、アイルランドの事情を知らないイングランド救貧法委員会がアイルランド救貧法の実施に当たることを危惧し、アイルランド独自の救貧法委員会の設置を提案した<sup>39)</sup>。これとは反対に、ショー卿はこの提案に反対を表明した。彼の主張によれば、イングランド救貧法委員会は、アイルランドの事情に精通しているニコルズをそのメンバーとしており、しかもアイルランド各地の影響を受けないので、アイルランド救貧法を担当すべき条件を十分備えていた<sup>40)</sup>。

第一読会における議論を党派別にまとめてみると、以下のようになる。まず与党であるホイッグとリピール派からみてみよう。法案を提出したホイッグのハウイック子爵が法案への賛成意見を述べたのは当然であるが、彼は定住法に反対し、移民政策による貧民救済を支持した。リピール派のオコンネルは法案への賛成を表明したものの、法案が救済人数を過小評価していると法案へのやや批判的な立場を明らかにした。また、オコンネルが不在地主により高い救貧税を負担させるべきだと主張したことは、イングランド支配に批判的なリピール派の面目躍如たるべき点であろう。アイルランド・ホイッグ（リベラル）のオブライエンは法案に賛成しながらも、発言に立ったなかではもっとも批判的であった。彼は虚弱者と労働可能者を区別して救済すべき点や、院外救済を導入することなどイングランド新救貧法の原則に反する提案をおこなったのである。

野党トーリの指導者ピール卿が法案を支持したことは、法案の成立にとって極めて重要なことだった。かつてアイルランド担当大臣の職にあったピール卿は、アイルランドの事情に精通していたためにアイルランドとイングランドの違いに焦点を当てた。また、政府が移民や公共事業に関与すべきでないという、彼の考え方には注目しておきたい。アイルランド・トーリのショー卿は、院外救済や定住法の導入に反対し、イングランド新救貧法

36) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 510 (13 Feb. 1837).

37) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 488 (13 Feb. 1837).

38) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 497 (13 Feb. 1837).

39) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 479 (13 Feb. 1837).

40) *Hansard 3, Commons*, vol. 36, 481 (13 Feb. 1837).

の原則を全面的に支持した。とはいえ、教区連合の設立にさいして教会の教区を考慮しないという点にかんして、批判を加えている。またショー卿はアイルランド地主として実際に救貧税を負担する立場から、法案のなかで救貧費が過小評価されていることに危惧を表明している。このことは、地域の支配者である地主という立場の反映といえよう。ところで法案が救済人数や救貧費を過小に算定しているという点は、アイルランド選出議員でありみずからも地主であるというオコンネルやオブライエンもまた共通して主張したことだった。このことからアイルランド地主たちが、救貧税の負担から法案への不安を抱いていたことが容易に想像できよう。以上のように党派別に議員の意見をまとめてみたが、党派による意見の相違がみられないことがわかる。

## 2. 第一次法案の下院における第二読会

4月28日と5月1日にアイルランド救貧法案の第二読会が開催され、合わせて18名が意見を述べた。4月28日に発言したのは、オコンネル、アイルランド・ホイッグのウィリアム・シャーマン＝クロフォード (William Sharman Crawford), リチャーズ, オブライエン, アイルランド担当相モーペス (Morpeh) 子爵, アイルランド・トーリのエドワード・コノリ (Edward Connolly) 大佐だった。5月1日に意見を述べたのは、リピール派のヘンリー・バロン (Henry Barron), アイルランド・トーリのロバート・ベイトソン (Robert Bateson) 卿, オコンナ, リピール派のアンドリュ・リンチ (Andrew Lynch), アイルランド・ホイッグのクレメンツ (Clements) 子爵, ショー卿, アイルランド・ホイッグ (リベラル) のトマス・ワイズ (Thomas Wyse), アイルランド・トーリのエドワード・ルーカス (Edward Lucas), ホイッグのジョージ・プリム (George Pryme), ピール卿, 内務相ラッセル卿, リピール派のダニエル・キャラハン (Daniel Callaghan) だった。ちなみに第一読会でも意見を述べていたのは、オコンネル, リチャーズ, オブライエン, オコンナ, ショー卿, ピール卿, ラッセル卿の7名である。

第二読会で法案への反対を表明したのは、プリムひとりだった。彼は、機能していないイングランド新救貧法をわざわざアイルランドに導入すべきでないと訴えた。また、生産的な労働者があげた利益を、失業した貧民の救済に使うべきでないと公的な救貧システムの導入に反対した<sup>41)</sup>。法案には反対しないという消極的な賛成も見受けられ、その典型的な例はオコンネルである。彼は法案に反対はしないが、賛成しているのでもない述べ、

41) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 445 (1 May 1837).

アイルランドに真の繁栄をもたらすのは救貧法ではなく、アイルランドみずからが独自の議会をもつことだという持論を展開した。というのも、彼によればアイルランドの貧困の原因は政治にあり、そもそも「異教徒刑罰法」によってアイルランド人の大多数のカトリックが教育の機会を奪われただけでなく、財産の所有も禁止されたということが、アイルランドに貧困をもたらしたからだった<sup>42)</sup>。

オコンネルはまた、アイルランドの貧民を救済するには、彼らのおかれている「惨状」を理解しなければならないとし、それをイングランドと比較しながら以下のように説明している。イングランドは2425万エーカーの耕作可能な農地があり、農業労働者数は105万5982人、農業生産高は1億5000万ポンドである。いっぽう、アイルランドの耕作可能な農地は1460万エーカーであり、農業労働者数は113万1715人であるのに、農業生産高は3600万ポンドにすぎないとしている。明らかにアイルランドの農業生産性はイングランドよりも劣っており、さらに農業労働者数はイングランドより過剰だった。その結果、イングランドの農業労働者の賃金が8シリングから10シリングだったのに対し、アイルランドでは2シリングから2シリング6ペンスと格段に低かった。また、オコンネルはアイルランドの貧困が土地への過度の競争の結果ではないことを説明している。すなわち、58万5000人の戸主のうち、56万7441人がまったく土地を所有していないので、彼らの貧困は土地への競争の結果ではないとされた。そしてオコンネルは貧民調査委員会の「第一次報告書」から農民 (peasantry) の惨状を具体的に読み上げた。こうした貧民調査委員会の「調査報告書」に対して、アイルランド救貧法案の下敷きとなったニコルズの「調査報告書」は、オコンネルにとって説得力をもつものではなかった。ニコルズの調査はわずか2ヶ月程度にすぎず、その「調査報告書」は彼の観察にもとづいているにすぎないとオコンネルは非難した。そしてオコンネルはこうしたニコルズの調査報告にもとづく救貧法案の問題点を指摘したのだった<sup>43)</sup>。

オコンネルと同様に、ワイズもまた救貧法には懐疑的であり、救貧法がアイルランドの「病巣」の万能薬とは考えていなかった。ワイズは、イギリス政府がプロテスタントとカトリックの間の宗教的・政治的格差を解消し、テナントの勤勉さや産業を促進し、移民や公共事業によって新しく雇用の道を開くならば、法案に賛成するという立場をとった。彼はオコンネルと同様にカトリックが抑圧されてきたことに注意を促し、イングランド人プロテスタントが土地を所有し、アイルランド人カトリックが土地の購買や賃借を禁止され、

---

42) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 360-2 (28 Apr. 1837).

43) オコンネルは、ニコルズはダブリンで貧民調査委員会の数名の委員に面会できたにもかかわらず、実際に面会したのは1名の委員にすぎず、しかもその委員の意見さえ聞き入れてはいないと批判している (*Hansard 3, Commons*, vol. 38, 363-75 (28 Apr. 1837)).

さらに教育の機会を奪われてきたことこそが、アイルランドの貧困の原因だと説明したのだった<sup>44)</sup>。

次に第二読会の発言を、第一読会の議員の発言を項目別にみたように整理してみよう。ここでは、(a) 救貧院システム、(b) 北アイルランド、(c) 定住法、(d) 院外救済、(e) 移民・公共事業、(f) 救済すべき人数・救貧費、(g) 救貧税、(h) 教区連合、(i) 救貧法の導入方法、(j) 保護委員会の選出、(k) 救貧法委員会の構成とその権限、に分類してみていくことにする。

#### (a) 救貧院システム

クレメンツ子爵は救貧院に貧民を閉じ込めること自体を問題にし、救貧院システムを批判した<sup>45)</sup>。他の議員たちは救貧院システムそのものには反対しなかったが、その実施への懸念を表明した。ピール卿は、地主が救貧税を支払い貧民を救済することによって、慈善にもとづく行為をおこなわなくなり、ひいては地代を払えないテナントを追放するようになるのではないかと述べている<sup>46)</sup>。さらにピール卿はワイズとともに、救貧院への申請者が収容可能な人数を上回った場合の対策が欠如していることに危惧の念を示した。そして、ピール卿は、一人の貧民を救貧院に収容しようとする場合、法案ではその家族全体を収容しなければならないというシステムは、救貧院を容易に満杯にしまうと述べている<sup>47)</sup>。救貧院への収容を拒否された貧民について、オコンネルは、彼らは不満を蓄積し、その存在はアイルランドに新たな問題を生じさせると述べた<sup>48)</sup>。

救貧院システムがアイルランドの貧困を解決できるという、政府の提案理由を疑問視する議員もいた。オブライエンやリチャーズ、シャーマン＝クロフォード、ベイトソン卿は、救貧院に収容された貧民は一生救貧院暮らしを強いられ、みずからの状況の改善をみいだせないと主張した<sup>49)</sup>。こうした救貧院の問題点を少しでも改善しようとする提案も出された。リチャーズは、8平方マイルにひとつの救貧院を設立し、貧民を救貧院に閉じ込めるのではなく、外出を許可し彼らに院外で仕事をさせるべきだと提案した<sup>50)</sup>。ベイトソン卿

44) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 430-41 (1 May 1837). 彼はアイルランドに固有な、地主とテナントの間を仲介するミドルマンについても説明した。

45) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 429 (1 May 1837).

46) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 449-50 (1 May 1837).

47) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 439, 448-9 (1 May 1837).

48) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 378 (28 Apr. 1837).

49) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 385, 399 (28 Apr. 1837), 426 (1 May 1837).

50) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 388-92 (28 Apr. 1837).

は、救貧院に収容される子供には道徳・宗教教育を施すべきであると述べた<sup>51)</sup>。このように救貧院システムが問題視されるなかで、政府案に全面的に賛成したのは、「ウォータフォード・ハウス・オブ・インダストリ（Waterford House of Industry）」の長（governor）だったバロンひとりだった。また、彼は救貧院に開墾できる土地を附属させ、貧民に労働させるという考えにとくに賛意を表している<sup>52)</sup>。

（b）北アイルランド

ロンドンデリ州選出のベイトソン卿は、ニコルズがわずか6週間という短期な調査しかおこなっておらず、しかもアルスタ地方を調査していないことを取り上げた。その指摘にも一理あった。というのも、ベルファストでは一種の救貧法がすでに機能しているにもかかわらず、ニコルズがそうした制度を調査していなかったからである。また、ベイトソン卿はベルファストやその周辺では法案への反対集会が開催されているという事実を指摘している<sup>53)</sup>。

（c）定住法

第一読会でも定住法の導入が問題とされたが、定住法の導入をめぐる賛成、反対の意見が戦わされた。定住法の導入に賛成したのは、シャーマン＝クロフォードやキャラハン、ベイトソン卿だった。シャーマン＝クロフォードは、定住法を導入することによって、地主がテナントの利害にも関心をもつようになると主張した<sup>54)</sup>。キャラハンは、コークの「メンディシティ・インスティテューション（Mendicity Institution）」の運営委員会のメンバーでもあったが、彼はみずからのテナントが快適な生活を送っている地主が、近隣の困窮したテナントのために救貧税を支払うことに同意できないと述べた<sup>55)</sup>。また、ベイトソン卿は定住法を導入しなければ、豊かな地域の救貧院に貧しい地域の貧民が流入することになると警告し、定住法の導入を訴えた<sup>56)</sup>。

いっぽう、定住法に反対したのは、オコンネルやオブライエン、アイルランド担当相、ピール卿、クレメンツ子爵だった。オコンネルは、定住法を導入しないと地主が自分のテナントに注意を払わないという危険があるとはいえ、導入すると貧民を生まれた土地に縛り付けることになると発言した<sup>57)</sup>。ピール卿の反対理由もまた、地域への縛り付け、すな

---

51) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 426 (1 May 1837).

52) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 422-3 (1 May 1837).

53) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 424-5 (1 May 1837).

54) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 384 (28 Apr. 1837).

55) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 453-4 (1 May 1837).

56) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 424 (1 May 1837).

57) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 379-80 (28 Apr. 1837).

わち自由な労働移動の禁止ということだった<sup>58)</sup>。オブライエンは、貧民は救済される権利を有していないので定住法を導入する必要はないと述べた<sup>59)</sup>。アイルランド担当相は、定住法は物乞いを促進するとして反対を表明している<sup>60)</sup>。

#### (d) 院外救済

院外救済の禁止はイングランド新救貧法の重要な原則であった。ショー卿はアイルランドに院外救済を導入してはならないと発言した。彼は、アイルランド人の週平均賃金は2シリング6ペンスと低いので、最低水準の院外救済でもすべての労働者をひきつけてしまうと主張した<sup>61)</sup>。だが、院外救済を求める声は多かった。シャーマン＝クロフォードは、貧民を自宅で救済すれば、年額3ポンドや4ポンドで救済できると院外救済の経済性を説明した<sup>62)</sup>。ベイトソン卿はベルファストの事例をあげ、ベルファストでは救貧院における救済以外に、人びとに「紡ぎ車」を与え仕事をさせることによって効果をあげていると述べた<sup>63)</sup>。クレメンツ子爵は、病人などの場合には、救貧院での救済よりも院外救済のほうが効果があると述べ、保護委員会に院外救済を認める権限を与えるべきだと主張した<sup>64)</sup>。この保護委員会に権限を与えるということについては、リチャーズも同意見であった<sup>65)</sup>。

#### (e) 移民・公共事業

救貧法はアイルランドの貧困を解決できず、さらに労働可能者の状態を改善することにまったく寄与しないとして、移民・公共事業の必要性を訴える議員がいた。オコンネルやオブライエン、シャーマン＝クロフォードはまさにそうした議員だった<sup>66)</sup>。だが、移民の効果については否定的な見方をもつ者もいた。リンチは救貧法ではアイルランドの貧困を解決できないと述べたものの、移民は費用がかかりすぎるので実際的な方法ではなく、それよりも荒蕪地の開墾や教育による貧困対策を主張した。というのも、彼によれば、14人からなる家族をニュー・サウス・ウェールズに移民させたところ、1人当たりの旅費が18ポンドもかかるからだった<sup>67)</sup>。ベイトソン卿もまた移民の効果には疑問をもっており、移民はアイルランドに有害であり、貧民は移民しないと述べた。彼によれば、北アイルラン

58) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 448 (1 May 1837).

59) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 398 (28 Apr. 1837).

60) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 404 (28 Apr. 1837).

61) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 429-30 (1 May 1837).

62) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 385 (28 Apr. 1837).

63) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 425 (1 May 1837).

64) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 429 (1 May 1837).

65) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 391 (28 Apr. 1837).

66) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 370-1, 386, 399-400 (28 Apr. 1837).

67) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 428 (1 May 1837).

ドからの移民の多くは、200ポンドから300ポンドを国外に持ち出すというようなある程度の資産をもつ層や、熟練工であった。ベイトソン卿は移民よりもアイルランドにおける雇用を創出すべきだと主張した<sup>68)</sup>。

(f) 救済すべき人数・救貧費

法案では8万人の貧民を100の救貧院で救済し、その運営費が31万2000ポンドであると算定されていたが、この算定が過小に見積もられていると批判された。オコンネルは、法案の算定額がいかに不十分であるかを、その当時のダブリン市の慈善による貧民救済費およびアイルランド全体の「慈善による医療費 (medical charities)」を例に持ち出して説明した。すなわち、ダブリン市の慈善による貧民救済費は10万3800万ポンドで、アイルランド全体の慈善による医療費は16万4994ポンドであり、このふたつを合わせただけで、法案で算定された救貧費に匹敵するのだった。さらに、オコンネルはニコルズによる救済人数の算定根拠の危うさを以下のように説明した。ニコルズは「調査報告書」のなかでイングランドのケント州などで人口の1%が救貧院に収容されているとして、この1%という割合をアイルランドにも適用しているが、院外救済の人数を計算に含めてはいなかった。オコンネルによれば、ケント州での院外救済の人数を含めれば、救済される人数は全人口の5%に達し、この割合をアイルランドに適用すると必要な救貧院数は500、救貧費は156万ポンドにのぼると述べた<sup>69)</sup>。

オブライエンは貧民調査委員会の「調査報告書」を参照しながら貧民の人数の過小評価を指摘した。貧民調査委員会はアイルランドにおける救済が必要な貧民数を230万人（年間30週間にわたり極貧状態にある）としていたが、ニコルズはこの人数を信頼のけるものとは認めていなかった。だが、オブライエンはこの数字がアイルランドの状況からすると真実からそうかけ離れていないことを以下のように説明した。すなわち、アイルランドの労働者は賃金ではなく土地に最低限の生活の糧を依存しており、0.5エーカーから1エーカーの土地を借りジャガイモを栽培し、地代を豚の売買や労働で支払っている。そのため不作になると、5、6ヶ月間にわたり仕事が得られず窮乏するのだった<sup>70)</sup>。こうした批判に対して、アイルランド担当相は、貧民調査委員会が想定した230万人という数字は、一年のうちの特定の時期のことであり、これだけの人数に対応する救貧院を建設する必要はないと述べた。また、アイルランド人労働者は、救貧院に入るよりも窮乏を耐え忍ぶこ

68) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 426 (1 May 1837).

69) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 372 (28 Apr. 1837). ベイトソン卿は救貧院数は80ではなく、800とすべきであると述べている (*Hansard 3, Commons*, vol. 38, 424 (1 May 1837)).

70) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 396 (28 Apr. 1837).

とのほうを選択するので、法案の予想した救済人数で十分だと説明した<sup>71)</sup>。

#### (g) 救貧税

法案では5ポンド未満の財産占有者は救貧税を支払う必要がなく、投票権ももたないと規定していることに対して、ルーカスは地主がテナントに救貧税を支払わせ、みずからの救貧税の負担を減少させるために地代を5ポンド以上に引上げるか、あるいはテナントを追放しその土地を他の者に貸し与え救貧税を負担させるようになるかもしれないと、テナント側の不利益を指摘した<sup>72)</sup>。ベイトソン卿もまたルーカスの意見に同調し、地主は地代が5ポンド未満のテナントを土地から追放すると主張してこの条項に反対した<sup>73)</sup>。オコンネルは救貧税の最低課税条件である5ポンドに着目し、5ポンドの地代を支払っている者はかろうじて生活しており、救貧税を納付することによって自立できなくなると述べた<sup>74)</sup>。このように救貧税については5ポンド未満の財産占有者にかんする条項が問題とされたが、これ以外に問題とされたのが、救貧税の査定にかんすることだった。ワイズは、アイルランドには全国共通の土地評価システム (valuation system) が存在しないので、救貧税の徴収額の正確な査定が難しいと指摘している<sup>75)</sup>。

#### (h) 教区連合

教区連合の規模の大きさが批判された。じっさい、アイルランドの教区連合の規模はイングランドよりも大きかった。この点について、クレメンツ子爵は、イングランドとアイルランドを比較し、イングランドではひとつの教区連合は平均して1万7000人から1万8000人で構成されているのに対し、アイルランドでは8万人から10万人となっていると発言し、教区連合の規模を縮小させることを主張したのだった<sup>76)</sup>。同様に教区連合の規模縮小を訴えたのは、シャーマン＝クロフォード、ベイトソン卿、ルーカスだった。彼らは、大規模な教区連合を設立すべきではなく、それぞれの教区の保護委員ができる限り教区の事情に応じた救済をおこなえるよう教区連合の縮小を訴えた<sup>77)</sup>。

#### (i) 救貧法の導入方法

オブライエンは、救貧法をアイルランド全土に同時に実施すべきであると主張した。彼によれば、同時に実施しない場合には、救貧院が設立されていない地域の貧民が、すでに

71) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 404 (28 Apr. 1837).

72) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 444 (1 May 1837).

73) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 426 (1 May 1837).

74) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 378 (28 Apr. 1837).

75) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 440 (1 May 1837).

76) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 429 (1 May 1837).

77) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 385 (28 Apr. 1837), 425, 444 (1 May 1837).



設立された救貧院に殺到することが考えられるからだった<sup>78)</sup>。いっぽう、ピール卿は救貧法を実験的に施行し、そのなかで修正すべき点を見出していくべきだと述べ、救貧法を段階的に実施していくことを提案した。彼によれば、イングランド新救貧法は景気が良いなかで実施され、貧困が蔓延しているアイルランドではその実施に注意を要すべきであった<sup>79)</sup>。

#### (j) 保護委員会の選出

ワイズは、救貧法の導入に伴うアイルランド固有の問題点として、救貧法をじっさいに運営する地方機構の設立が難しいことを指摘した。というのも、アイルランドはイングランドと違って教区や都市自治体、州に代表を選出するシステムが存在していなかったからだった<sup>80)</sup>。

#### (k) 救貧法委員会の構成とその権限

ここで問題にされたのが、救貧法委員の権限にかんしてである。オコンナやリチャーズ、シャーマン＝クロフォード、オブライエン、ワイズは、法案では救貧法委員に巨大な権限を与えすぎていると主張した。リチャーズは、ロンドンに在住する3名あるいは4名のイングランド救貧法委員が専制的な権力をもち、アイルランド救貧法の責任者となることに強く反対した。オブライエンは、イングランド救貧法委員会に無制限の権限を与えるべきではないと発言した。シャーマン＝クロフォードは保護委員がその教区の事情に応じた救済をおこなうべきだと述べている。ワイズは救貧税の課税の権限などは保護委員に与えるべきだと述べている<sup>81)</sup>。こうした議員たちとは反対に、ルーカスやバロンは救貧法委員に絶対的な権限を与えることを主張した。ルーカスは、救貧法実施の責任を負うのがイングランド救貧法委員会であることは、委員会がアイルランドの地方の人びとの影響や偏見から免れるので望ましく、そうすることによってイギリス帝国内に均一なシステムを実施することができる<sup>82)</sup>。バロンは、アイルランド人は救貧法システムに不慣れであることを理由にして、中央当局に強力な権限を与えることを支持した<sup>83)</sup>。

以上が第二読会のなかで提起された問題であったが、内務相ラッセル卿は法案の細部に

---

78) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 398 (28 Apr. 1837).

79) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 446-50 (1 May 1837).

80) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 440 (1 May 1837).

81) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 385, 391, 397 (28 Apr. 1837), 427-8, 439-40 (1 May 1837).

82) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 441-5 (1 May 1837).

83) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 422-3 (1 May 1837). また、彼はアイルランド人を救貧法委員に任命すべきだと述べている。

は立ち入らないとして、以下のような答弁を簡潔におこなった<sup>84)</sup>。救貧法は極度に困窮した者を救い、物乞いを禁止し、地主とテナントの関係を良好にすることだと述べ、改めて救貧法の利点を強調した。ピール卿が救貧法の実施によって地主が救済を当て込んでテナントを容易に追放することになると述べたことに対して、ラッセル卿は追放されたテナントが救貧院に収容され救貧費が増大するので、ピール卿の主張どおりにはならないと答えている。教区連合の規模が大きすぎるという批判については、規模が大きければ汚職の機会が減ると反論した。定住法については、ラッセル卿は、定住法が導入されると労働需要が見込まれる地域があっても移動できなくなると述べ、その導入に否定的な見解を明らかにしたのだった。

ここで第一読会と第二読会の双方で発言した議員の意見をまとめておこう。オコンネル、リチャーズ、オブライエン、オコンナ、ショー卿、ピール卿、ラッセル卿の7名が両方の読会で意見を述べたが、多くの意見を述べたオコンネル、オブライエン、ピール卿についてみておく。オコンネルは第一読会では、①救済人数の過小評価、②救貧法の一斉実施、③不在地主への高い救貧税、④移民の必要性、などを述べた。第二読会は、救済人数の過小評価に発言の多くを割くとともに、移民の必要性を説いたが、救貧法の一斉実施や不在地主の高負担にはふれなかった。オブライエンは第一読会では、①虚弱者と労働可能者の区別、②院外救済の容認、③救済人数の過小評価、④アイルランド救貧法委員、⑤医療による救済の容認、などの問題点を指摘したが、第二読会は、院外救済や医療による救済の容認を主張せず、それに代わって新たに救貧法をアイルランド全土に同時に実施すること、定住法を導入すべきでないことを付け加えた。ピール卿は第一読会で教区連合の規模が大きすぎること、救貧院に収容されない者の救済を問題視したが、第二読会はさらに二つの点を指摘した。ひとつは、一人の貧民を救貧院に収容しようとする場合、法案ではその家族全体を収容しなければならず、救貧院が満杯になることだった。もうひとつは、地主が救貧税を払うことによって、慈善にもとづく行為をおこなわなくなり、ひいては地代を払えないテナントを追放するということだった。

次に党派別に議員の意見をみておこう。定住法への賛成・反対を例にとると、定住法の導入に賛成したのは、アイルランド・ホイッグのシャーマン＝クロフォード、リピール派のキャラハン、アイルランド・トーリのベイトソン卿であり、反対したのはリピール派のオコンネル、アイルランド・ホイッグ(リベラル)のオブライエン、アイルランド担当相、トーリのピール卿、アイルランド・ホイッグのクレメンツ子爵であった。このことから定住法の賛成・反対は党派別におこなわれていないことがわかる。したがって、第一読会と

84) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 450-3 (1 May 1837).

同じように、第二読会でもまた党派による法案への意見の相違はみられない。また、クレメンツ子爵が選挙区では、地方税納付者（rate-payers）やファーマーが法案に不安を抱いていると述べていたことに注目しておきたい<sup>85)</sup>。

### 3. 第一次法案の下院における委員会審議

次に政府が提出した法案が委員会審議において、どのように修正されたのか、あるいはされなかったのかを議事録を参照しながら、具体的にみていこう<sup>86)</sup>。委員会審議は1837年5月8日、11日、12日、26日、6月2日、5日におこなわれ、第47条まで審議された。6月20日にウィリアム4世が崩御し議会が解散されたため、アイルランド救貧法の審議は第47条をもって中止された。

ところで5月8日に委員会審議がはじまったが、審議に先立ってオコンネル、シヨー卿、シャーマン＝クロフォードが、すべての貧民を救貧院で救済するという救貧院システムの原則への修正を政府に迫った。オコンネルは院外救済を認めるべきだと述べた<sup>87)</sup>。シヨー卿は、法案は救貧院への申請数を正確に把握しておらず、実数ははるかに多いだろうとし、救貧院での救済を病人や虚弱者に限定したほうが良いと述べた<sup>88)</sup>。シャーマン＝クロフォードは救貧院による救済という原則はアイルランドでは順守することができないと主張した<sup>89)</sup>。こうした意見に対してラッセル卿は救貧法案の第一読会および第二読会のさいに法案を説明しているので、一般的な議論には立ち入らないと述べ、彼らの発言を一蹴した<sup>90)</sup>。

また、リピール派のリチャード・シール（Richard Sheil）は、十分の一税問題が解決するまで新規の課税をとまなう救貧法をアイルランドに導入すべきでないと言った<sup>91)</sup>。先に述べたとおりメルバーン内閣はアイルランド救貧法案の他に、十分の一税法案と都市自治体法案の成立を図っていた。ラッセル卿は、これら三つの法案の目的はアイルランドに平和、改良、幸福をもたらすだけでなく、イギリスとアイルランドの合同を確固たるものにするのであり、これらの法案はひとつのまとまりをもってはいるが、あくまでも別々

---

85) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 429 (1 May 1837).

86) 法案については、7 Will. IV., (2 May 1837), 1837 H.C. 1837 (264), vol.3; 1 Vict., (1 December 1837) 1837-8, vol. 5; 1 Vict., (26 March 1838), H.C. 1837-8, vol. 5を参照.

87) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 690 (8 May 1837).

88) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 691 (8 May 1837).

89) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 691 (8 May 1837).

90) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 691-7 (8 May 1837).

91) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 690-1 (8 May 1837).

のものとして審議すべきであると述べ、シールの提案を否定したのである。すると、急進派のジョセフ・ヒューム (Joseph Hume) は下院を通過した都市自治体法案が少なくとも6月9日まで上院で審議されない事実を指摘し、ラッセル卿が上院での審議を意図的に遅らせているのではないかと述べた。ヒュームはあくまでも上院と下院は協調して法案を成立させるべきだと主張したのだった<sup>92)</sup>。ヒュームの発言は、議論をアイルランド救貧法から法律の制定における上院と下院の関係にまで発展させてしまった。ピール卿は、アイルランド救貧法案や十分の一税法案の内容が明らかになるまで、都市自治体法案の審議を延期している上院の姿勢を擁護した。彼は、下院は上院の動向とは関係なく、法案を審議していくべきだとも主張した<sup>93)</sup>。政府の側からは財務相が、下院は「イングランド人の好意と信頼」にもとづいているので、上院の誤りは正さなければならないと下院の独自性を主張した<sup>94)</sup>。オブライエンやトーリのアーサー・トレヴァー (Arthur Trevor)、リピール派のヘンリー・グラタン (Henry Grattan) が上院と下院の関係について発言した後、シールが再び意見を述べた。彼はみずからの発言が上院と下院の関係にまで及んでしまったことを驚くとともに、下院が救貧法案や都市自治体法案、十分の一税法案の関連性に注意を払ったことに満足するとの意を表した<sup>95)</sup>。この後、ようやく救貧法案の委員会審議がはじまった。それでは具体的に委員会審議の様子をみていこう。

#### (1) 第1条および第2条

第1条は救貧法委員会が救貧法の実施にあたるという条項であったが、オコンネルがイングランド救貧法委員会から独立した「アイルランド救貧法委員会」を設立することを要求した。ラッセル卿はオコンネルの提案に一定の理解を示し、アイルランドの事情を知る人びとから構成される委員会が必要ではあると述べたものの、救貧法システムを監督する「総合的な委員会 (general board)」の必要性を述べ、独立した委員会の設立に否定的な見方をした。そしてラッセル卿は、この議論を救貧院にかんする条項を審議するときまで延期することを提案した。オコンネルの修正案は撤回され、第1条および第2条が承認された。5月8日の審議は、この条項だけを扱って終了した<sup>96)</sup>。

#### (2) 第15条

5月11日、委員会審議が再開された。第15条は教区連合の設立に関するものであり、定

92) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 697-8 (8 May 1837).

93) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 698-701 (8 May 1837).

94) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 701-4 (8 May 1837).

95) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 704-6 (8 May 1837).

96) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 705-7 (8 May 1837).

住法と教区連合の規模が議論の対象となった。シャーマン＝クロフォードが、それぞれの教区やタウンランドがそこに居住する貧民の救済に責任をもつべきであるという条文を追加するよう提案した。彼の提案の目的は定住法を導入することであった。アイルランド担当相は、イングランド新救貧法とアイルランド救貧法は同じシステムであり、イングランド新救貧法には定住法が導入されているので、アイルランドにも導入されてしかるべきであると一定の理解を示した。だが、彼は両国の状況は異なるのであるから、定住法をわざわざ導入する必要はないと、シャーマン＝クロフォードの提案に反対した。さらにアイルランド担当相はイングランドでは定住法をめぐる訴訟などの問題がおきていることを指摘し、あくまでも定住法の導入に反対したのだった。この日意見を述べた議員のなかで定住法の導入に反対したのはオブライエンだけであり、いっぽうその導入に賛成したのは、トーリのヘンリ・グールバーン（Henry Goulburn）、急進派のチャールズ・ブラー（Charles Buller）、アイルランド・トーリのベイトソン卿だった。賛成派のなかでベイトソン卿の議論を紹介しておこう。ベイトソン卿はベルファストの事例をあげ、ベルファストにはイングランドから生まれ故郷に帰る貧民たちが流入し、定住法が導入されなければ、ベルファストの納税者の負担が過大になると述べた。ラッセル卿は、定住法は機会を改めて明日（5月12日）議論すると宣言し、シャーマン＝クロフォードは修正案を撤回した<sup>97)</sup>。

続いてスタンリ卿が、「救貧法委員がすでに存在している教会の教区などを考慮せずに教区連合を設立する」という箇所に異議を唱え、タウンランドにもとづく教区連合の設立という修正案を出した。ラッセル卿はスタンリ卿の修正案を受け入れ、法案は修正されることになった<sup>98)</sup>。

次に教区連合の規模の問題をみてみよう。ルーカスが、教区連合の規模に一定の歯止めをかけるため、教区連合の規模を20平方マイルを超えないようにするという文言を加える修正案を提出した。彼は、教区連合の面積が20平方マイルであれば、ファーマーは努力によって救貧税を減らすことができるし、システムが機能しているかどうかについて注意することができる」と説明した。ラッセル卿は教区連合の設立にこうした制限を加えるべきではないとして二つの理由をあげた。ひとつは教区連合の規模が拡大すればするほど、保護委員に適する人物がみつけやすくなるということだった。もうひとつは、アイルランドでは救済が救貧院に限定されているので、教区連合の規模が拡大されても保護委員の仕事はそれほど困難をとまなうものにはならないということだった。こうしてラッセル卿は教区連合の規模の拡大に卒をはめることに反対し、その規模は救貧法委員の判断に委ねるべき

97) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 806-9 (11 May 1837).

98) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 809 (11 May 1837).

であると主張した。スタンリ卿はラッセル卿の意見に賛同し、ルーカスが提案した20平方マイルでは狭すぎ経済的にも問題だと述べ、教区連合の規模の拡大に賛成した。

ここでクレメンツ子爵が新たな修正案を提出した。彼はイングランドの大規模な教区連合の規模が300スクエア・マイルズ (300 square miles) であることを指摘し、アイルランドの教区連合が150スクエア・マイルズを超え、住民が2万5000人を超える教区連合を設立するにさいしては、救貧法委員が政府に報告するという文言を追加するという提案をおこなった。するとルーカスはみずからの修正案を撤回し、クレメンツ子爵の修正案が議論されることになった。修正案に対して、ホイッグのジェイムズ・グラハム (James Graham) 卿が、規模が小さければ保護委員会が地域に精通し、貧民のためになると賛成意見を述べた。だが、反対意見のほうが多かった。ハウィック子爵とアイルランド・ホイッグ (リベラル) のステイーブン・ウルフ (Stephen Woulfe) は、救貧法委員の裁量に制限を加えるべきではないとした。ジェイムズ・グラタンは規模が小さいと、救貧院の数が増加し費用が増大すると述べ、ホイッグのチャールズ・トムソン (Charles Thomson) は限定された規模の教区連合では適切な人材をみつけれないと述べた。こうした議論の結果、クレメンツ子爵はみずからの修正案を撤回し、条項に修正は加えられないことになった<sup>99)</sup>。

### (3) 第19条

第19条は、救貧法委員が教区連合をいくつかの保護委員の選挙区に分割する権限を所有するというものだった。オブライエンが6000名以上の選挙区をつくるべきではないと主張した後に、スタンリ卿が教区連合内のタウンランドを分割して選挙区を策定すべきではないという文言を加えるべきだという修正案を提出した。スタンリ卿の提案は救貧法委員の権限に歯止めをかけようとする試みだったと考えられる。この提案に対してラッセル卿は反対を表明した。その理由は議事録では述べられていないが、あくまでも救貧法委員の権限に制限を加えることに反対したのであろう。採決がとられ、政府案に賛成が69票、反対が47票となり、政府案どおりとなった<sup>100)</sup>。

### (4) 第20条

第20条は保護委員会の人数や保護委員の資格についての条項であり、この条項によれば救貧法委員は保護委員の人数を決定できる権限を所有していた。シャーマン＝クロフォードは住民3000人に1人の割合で保護委員を選出すべきだという修正案を提出した。アイルランド担当相は保護委員の人数については、救貧法委員の裁量に任せるべきだと述べ、修

99) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 810-5 (11 May 1837).

100) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 815 (11 May 1837).

正案が採決にかけられた。投票の結果、修正案への賛成が11票、反対が77票となり、圧倒的多数で修正案が否決された<sup>101)</sup>。救貧法委員の権限を規制しようとする試みは、まともや失敗したのである。

#### （5）定住法

5月12日、定住法の導入をめぐる審議がおこなわれた。先にみたとおり、第15条の審議のさいに提案されたものの、審議が延期となった問題である。ルーカスが、教区の貧民はその教区が救済すべきであるとして定住法の導入を提案した。彼の提案は次のとおりである。すなわち、アイルランド救貧法案はイングランド新救貧法とは異なり、貧民に「被救済権 (a right to relief)」を与えていないので貧民に「請求権 (a claim)」を与え、センサスにもとづいて「定住権 (settlement)」を付与するということだった。また、浮浪者の取り扱いについては、浮浪者をみつけた地域が、浮浪者が救貧法委員会が適切であると判断した地域に移動するまでの救済費用を政府と折半して負担すべきだと提案した。

定住法の導入という修正案に対して賛成意見を述べたのは、ホイッグのチャールズ・ウッド (Charles Wood)、ブラー、デニス・オコンナ、ホイッグのジョージ・ポーレット＝スクロップ (George Poulett Scrope)、急進派のD・W・ハーヴェイ (D. W. Harvey)、スタンリ卿、ワイズ、トーリのサンドン (Sandon) 子爵だった。賛成の理由としては、地主がテナントを追放しなくなる、教区の住民が貧困を防ぐ努力をおこなう、特定地域への貧民の流入を防ぐことができる、といったものだった。また、ウッドはスコットランドと同様に3年間の居住で定住権を与えるべきだと主張した<sup>102)</sup>。

いっぽう反対意見を述べたのは、リンチ、クレメンツ子爵、ハウイック子爵、急進派のC・P・ヴィラーズ (C. P. Villers)、ショー卿、オコンネル、ラッセル卿、P・チャーマーズ (P. Chalmers) だった。彼らの反対理由は、被救済権がないから定住法は必要がない、定住法は労働者の移動の自由を阻止する、救済費の負担を恐れる地主がテナントを追放する、といったものだった。この定住法にかんする修正案は採決がとられ、賛成が68票、反対が120票となり、修正案は否決された。こうして定住法の導入は否決された<sup>103)</sup>。

#### （6）第24条

5月26日、委員会審議が再開された。第24条は職権上の保護委員の任命についての条項だった。リンチは治安判事が職権上の保護委員に就任することに反対し、この条項の削除

---

101) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 815 (11 May 1837).

102) チャーマーズはスコットランドでは定住法を導入しているのは、わずかな教区だと述べている。

103) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 827-852 (12 May 1837).

を提案した。アイルランド担当相、オコンネル、ピール卿、ラッセル卿が修正案に反対し、最終的に採決がとられ、原案が賛成61票、反対28票で可決された。

続いてオコンネルが保護委員会における職権上の委員の人数を減らす修正案を提出した。政府案では職権上の委員は3分の1を超えないというものだったが、オコンネルはこの割合を半減し6分の1を超えないように修正すべきだとしたのである。アイルランド担当相が修正案に反対した後、採決がとられ修正案は賛成23票、反対58票で否決された。

次にホイッグのチャールズ・ヒンドレイ (Charles Hindley) が、救貧税納付者が保護委員になる治安判事の人数を決定すべきだという修正案を提出した。ラッセル卿は修正に応じないと発言し、アイルランド担当相はイングランド新救貧法ではすべての治安判事が保護委員に就任するという事実を指摘した後、採決がとられた。その結果、修正案は賛成32票、反対50票で否決された<sup>104)</sup>。

#### (7) 第26条

第26条は救貧法委員による保護委員の任命の権限にかんするものである。チャーマン＝クロフォードは救貧法委員が保護委員を任命するさいの権限を弱めることを提案した。アイルランド・ホイッグ (リベラル) のR・A・ファーガスン (R. A. Ferguson) は修正案に賛成したが、オコンネルやアイルランド担当相は反対意見を述べた。両者とも救貧法委員に権限を与えておかないと、救貧法システムが機能しない恐れがあることを指摘した。修正案は賛成23票、反対68票で否決され、ここでもまた救貧法委員の権限に制限を加えようとする試みは実現しなかった。その後、第27条から第35条まで承認され、5月26日の委員会審議は終了した<sup>105)</sup>。

#### (8) 第36条

6月2日、委員会審議が再開され、第36条への修正案が提出された。第36条は救貧院にかんする条項で、バロンが救貧院が被收容者を労働させることを目的として、12エーカー (Twelve Acres imperial measure) の附属地を購入または賃借するという文言の削除を提案した。ラッセル卿はこの文言を保持することに固執するつもりはないと延べ、修正に柔軟な態度を示した。多くの議員が発言したが、その内容は三つに分類できる。第一に、附属地の規模にかんするもので、オコンネルは制限を設けるべきだと述べ、リンチは制限を50エーカーにすべきだとした。第二は、附属地の規模を救貧法委員が決定するかどうかについてであり、オブライエンは救貧法委員が決定すべきだとし、レナード (Lennard) は20エーカーを超えなければ、救貧法委員が決定しても良いと主張した。ポーレット＝ス

104) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 1095-7 (26 May 1837).

105) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 1097-8 (26 May 1837).



クROUPはその規模を100エーカーにするべきだと述べた。第三に、救貧院の附属地で被収容者を労働させるかどうかが議論され、ヒュームやアイルランド・トーリのセアボールド・ジョーンズ（Theobald Jones）大尉、シャーマン＝クロフォードは被収容者の労働に反対したのに対し、バロンは労働させるべきだと主張した。修正案について採決がとられ、修正案は賛成3票、反対71票で否決され、アイルランドでは救貧院に12エーカーの土地が被収容者を働かせるために附属することになった。

続いてリチャーズが、地方には8平方マイルごとに救貧院を建設すべきだという文言を盛り込む修正案を提出した。また、彼は、救貧院を夜間には閉鎖することを提案し、労働可能者を宿泊させなければ、救貧費は抑制できると主張した。このことを、彼はダブリンの「メンディシティ・ソサエティ（Mendicity Society）」の例をあげ、以下のように説明した。メンディシティ・ソサエティは施設を日中だけ開放し、24万人の人口をかかえるダブリンで9000ポンドで施設を運営していると述べた。これに対して、オコンネルがリチャーズによる救貧費算定は過小評価であることを指摘すると、彼はみずからの修正案を撤回した。その後、委員会は第41条まで承認した<sup>106)</sup>。

#### （9） 第42条

第42条は救貧院における救済にかんする条項だった。オブライエンが、保護委員会が救貧法委員の監督下のもと院外救済をおこなうことができる文言を盛り込む修正案を提出した。院外救済の禁止はイングランド新救貧法の原則であったため、ラッセル卿はこれに反対し、さらにアイルランドにおいて院外救済を容認したらどれほどの救貧費が必要となるかわからないという危惧を表明した。ラッセル卿とともに院外救済への反対意見を述べたのは、リンチとシールだった。いっぽう、賛成意見を述べたのは、急進派のH・G・ウォード（H. G. Ward）や急進派のトマス・ウォークリイ（Thomas Wakley）、オコンネルだった。ウォードは院外救済は悪であるが、イングランドとアイルランドでは事情が異なり、アイルランドの貧民を救貧院だけで救済することは不可能であると述べた。ウォークリイもまた院外救済を認めなければ、救貧院システムそのものが機能しないと発言した。オコンネルは救貧院による救済そのものに疑念をもっており、救貧院は人びとを労働させるように刺激するための施設であって、労働を嫌がらないアイルランド人にはそもそも必要がないものだと主張した。また、アイルランド選出の議員になんら相談なしに救貧法案を上程した政府への不満も述べている。修正案は採決の結果、賛成50票、反対138票で否決され、アイルランドには院外救済が導入されないことが改めて明らかになった。この条項をもつ

---

106) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 1162-5 (2 Jun. 1837).

て6月2日の審議は終了した<sup>107)</sup>。

(10) 第43条

6月5日委員会審議が再開された。第43条は救貧院内の礼拝にかんする条項だった。スタンリ卿は、救貧院内でカトリック聖職者が給与を受け取り礼拝をとりおこなうことは、国家によるカトリック教会への財源の寄付(endowment)であると主張し、異議を唱えた。ホイッグのジョージ・シンクレア (George Sinclair) もまたスタンリ卿に同調し、イギリス国教会を国教とするアイルランドにおいて国はカトリック聖職者に給与を与えるべきではないと主張した。ラッセル卿は、ダブリンのイギリス軍兵舎ではカトリック聖職者がすでに礼拝をおこなっており、さらにリベラルな国家が救貧院において被收容者に対して彼らの宗教的信条にもとづいて礼拝をおこなうことは価値があると述べ、政府案への支持を訴えた。政府案に賛成したのは、オコンネルとハウイック子爵だった。オコンネルは、みずからの信仰にもとづく礼拝をカトリックから奪うべきではないと述べた。採決の結果、政府案への賛成が122票、反対が36票で、政府案が可決された<sup>108)</sup>。

(11) 第47条

第47条は、救貧法委員が、個人の寄付だけで運営されていない病院や精神病院を訪問し、管理するという条項だった。アイルランド・トーリのジョセフ・ジャクソン (Joseph Jackson) は、個人の寄付で運営されている病院などは、救貧法委員の監督下におくべきでないという修正案を提出した。オコンネルはこの条項そのものに反対し、ウォークリイは医者にとってこの条項は有害であると反対した。アイルランド担当相は修正には反対しなかったとしたが、採決の結果、修正案は賛成13票、反対109票で否決された<sup>109)</sup>。

先に述べたように、ウィリアム4世が1837年6月20日に崩御したため、第一次アイルランド救貧法案は6月5日におこなわれた第47条の委員会審議をもって廃案となった。ところで、表1は、委員会審議において修正案を提出した議員のリストである。もっとも多くの修正案を提出したのは、3度の修正案を提出したアイルランド・ホイッグのシャーマン＝クロフォードであり、これに続いて2度の修正案を提出したのは、アイルランド・ホイッグ (リベラル) のオブライエン、リピール派のオコンネル、アイルランド・トーリのルーカスだった。また、リストから確認できることは、修正案の提出者の大部分がアイルランド選出議員だったことである。

107) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 1165-9 (2 Jun. 1837).

108) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 1209-10 (5 Jun. 1837).

109) *Hansard 3, Commons*, vol. 38, 1211-2 (5 Jun. 1837).

表1 第一法案の下院の委員会審議の修正案提出者

議員	所属	条項
H・バロン	リピール派	第36条
クレメンツ子爵	アイルランド・ホイッグ	第15条
C・ヒンドレイ	ホイッグ	第24条
J・ジャクソン	アイルランド・トーリ	第47条
W・オブライエン	アイルランド・ホイッグ(リベラル)	第20条, 第42条
D・オコンネル	リピール派	第1条, 第24条
E・ルーカス	アイルランド・トーリ	第15条, 定住法
A・リンチ	リピール派	第24条
J・リチャーズ		第36条
W・シャーマン＝クロフォード	アイルランド・ホイッグ	第15条, 第20条, 第26条
E・スタンリ卿	トーリ	第15条

出典) *Hansard 3, Commons*, vol. 38より作成.

表2は委員会審議における採決の結果を政府案への賛成・反対という観点からまとめたものである。修正案に採決がとられた場合には、修正案への賛成を政府案への反対と便宜上読み替えている。

表2 第一次法案の下院の委員会審議における採決の結果

	政府案への反対票	賛成票	票差	総票数	反対票の割合(%)
第19条	47	69	22	116	41
第20条	11	77	66	88	13
定住法の導入	68	120	52	188	36
第24条(1)	28	61	33	89	31
第24条(2)	23	58	35	81	28
第24条(3)	32	50	18	82	39
第26条	23	68	45	91	25
第36条	3	71	68	74	4
第42条	50	138	88	188	27
第43条	36	122	86	158	23
第47条	13	109	96	122	11

出典) *Hansard 3, Commons*, vol. 38より作成.

総票数が74票から188票まで大きな差があることから、すべての議員が法案への意見を表明していたのではないことがわかる。だが、総票数に占める政府案への賛成票の割合をみることによって、どの条項に議員が賛成、反対していたのかという、大まかな傾向を知ることができよう。もっとも政府案への反対票の割合が高かったのは、第19条(41%)であり、以下、第24条(3)(39%)、定住法の導入(36%)、第24条(1)(31%)、第24条(2)

(28%)、第42条(27%)などとなっている。もっとも政府案への反対票の割合が高かった第19条への修正案は保護委員会の選挙区の策定のさいに、教区連合内のタウンランドを分割すべきではないというものである。第24条は職権上の保護委員の任命についてであり、第24条(3)の修正案は救貧税納付者が治安判事の人数を決定すべきであるというものであり、第24条(1)の修正案は治安判事は保護委員に就任すべきではない、第24条(2)の修正案は保護委員会における職権上の委員の人数を減少させるといものであった。第42条は院外救済の導入であった。

これらの政府案への反対をみることによって、二つのことがいえる。第一に、第19条および第24条への修正案からみてとれるように、各地域の既存の枠組みを尊重し、職権上の委員の任命のような中央権力の権限の強化に反対していることがわかる。第二に、定住法の導入および院外救済の導入という、救貧院システムの根幹にあたる原則に反対が示されたことである。イングランド新救貧法では、定住法は導入すべきでないという意見があったにもかかわらず導入され、院外救済は禁止すべきとされたにもかかわらず、それは完全な禁止ではなかった。こうしたイングランド新救貧法の原則への反対が、アイルランド救貧法案の審議を通じて表明されたといえるかもしれない。また、政府案への賛成者・反対者をトリー、ホイッグ、リピール派に明確に分類することができないこともわかる。このことは、*Annual Register 1835-7*および*The Dublin Almanac and General Register of Ireland, 1836-8*を参照し、第二次法案のいくつかの修正案を分析したマグラーズによっても確認されている<sup>110)</sup>。(続)

---

110) McGrath, 'Introduction', p. 217.